

議案第20号

佐倉市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年8月29日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

佐倉市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例（平成26年佐倉市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「整備しておかなければ」を「整備し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第20条第1項に規定する担当職員その他の従業者の勤務の体制に係る記録
- (2) 介護予防サービス計画費の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

第34条中「特例介護予防サービス計画費の額」の次に「(以下「特例介護予防サービス計画費」という。)」と、第30条第1項第2号中「介護予防サービス計画費」を「特例介護予防サービス計画費」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐倉市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例第30条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に完結する記録について適用する。